**W3 mimosaデータ連携アプリ サービス利用規約**

**第１条（規約の適用）**

本件サービス利用規約（以下「本規約」という）は、お客様（以下「甲」という）が、株式会社ダイアログ（以下「乙」という）が提供するW3 mimosa データ連携アプリ （以下「本件サービス」という）を利用するために、同意いただくものとなります。

本規約は、甲が本件サービスを利用する際に行う一切の行為に適用されるものとし、甲は本規約に同意のうえ、

本件サービスを利用できるものとします。

**第2条（定義）**

本規約における用語の意味は次の各項に定めるとおりとします。

1. 本件サービスの利用とは、甲がクライアントPC等により、本件サービスの提供する機能を利用することをいうものとします。
2. アクセス回線とは、クライアント及びサーバネットワークを接続するために、甲が電気通信事業者から提供を受けて使用する電気通信回線をいうものとします。

**第3条（本件サービスの利用条件）**

1. 甲は、本規約において乙が認めた利用範囲内で、自らの社内業務のために、本件サービスを利用することができるものとします。
2. 本規約において乙が認めた利用範囲内で、甲が本件サービスを利用していることを確認するため、乙は必要な調査を行うことができるものとし、甲はこれに応ずるものとします。
3. 本規約に定めのないサービスの提供を希望する場合、甲は乙と協議のうえ、別途契約を締結するものとします。

**第4条（禁止事項）**

乙は、甲に対し以下の事項を行うことを禁止します。

1. 乙が書面により承諾した場合を除き、本件サービスを甲の業務以外に利用すること。
2. 本件サービスを法令又は公序良俗に反する目的で利用すること。
3. 乙の本件サービスの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること。

**第5条（本件サービスの回復及び再開時の措置）**

本件サービスの全部又は一部が停止し、乙が甲に対し、回復及び再開のために必要な協力を求めた場合、甲は速やかにこれに応ずるものとします。

**第6条（保守などによる本件サービスの一時停止）**

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、１週間前までに甲へ文書又は電子メールによって通知

することにより、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急且つやむを得ないと乙が判断した場合は、事前に甲に通知することなく、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとし、事後速やかに甲へ通知するものとします。

* 1. 本件サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要なとき。
  2. 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき。
  3. その他、乙が必要と認めたとき。

**第7条（不可抗力による本件サービスの停止）**

天災地変その他の不可抗力により、本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は本件サービスの停止後速やかに甲に文書又は電子メールにより通知するものとし、可能な限り本件サービスの復旧に努めるものとします。

**第8条（利用不能）**

前二条に定める場合によらず、乙の責めに帰すべき事由により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は甲に対し、直ちにその理由について通知するとともに、本件サービスの復旧に必要な措置を速やかに講ずるものとします。

**第9条（損害賠償）**

1. 本規約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、当該事由の直接の結果として甲が現実に被った通常の損害に限り、甲は乙に対し、次項に定める額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 前項に定める損害賠償の上限額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害の生じた原因が本件サービスにある場合、当該損害の生じた時点の倉庫管理システムW3 mimosaの月額料金相当額とします。
3. 前各項の定めにかかわらず、通信回線の障害、甲における端末誤操作等その他乙の責めに帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、乙の責に帰すべき事由、且つ、故意又は重大な過失により甲に損害が生じた場合はこの限りではないものとします。

**第10条（過怠約款及び契約の解除）**

1. 甲が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、乙は甲に対し、事前の催告を行うことなく、

直ちに本約の全部又は一部を解除し、本件サービスを停止することができるものとします。

* + 1. 甲振り出しの手形又は小切手が不渡りになったとき。
    2. 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産宣告、整理あるいは更生等の申立を受けたとき。
    3. 自ら破産宣告、更生等の申立てをしたとき、又は清算に入ったとき。
    4. 支払を停止したとき。
    5. 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
    6. 債務の履行猶予の申出を行い、あるいは債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
    7. 本規約の申し込みにおいて虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
    8. 甲が本規約に違反し、乙から相当期間を定めて是正するよう催告を受けたにもかかわらず、当該期間後も是正されないとき。

1. 甲が前項各号のいずれかに該当する場合、甲は乙に対する全債務（手形債務を含む。）について期限の利益を喪失し、直ちにその債務を履行しなければならないものとします。乙が甲に対し、債権を有し一方で債務を負担している場合には、乙は当該債権と債務を対に当額をもって相殺することができるものとします。
2. 乙が次の各号のいずれかに該当し、甲が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず是正が認められない場合、甲は本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. 正当な理由なく本契約を履行しないか、又は履行する見込みのないとき
4. 本契約の履行が不完全なとき
5. 前項の定めにかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は何らの通知・催告を要せずに、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
6. 自ら振り出した手形又は小切手の不渡り等支払停止状態に陥ったとき
7. 電子記録債権の支払不能があったとき
8. 手形交換所もしくは電子記録機関の取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき
9. 甲以外の債権者に対する金銭債務の全部又は一部の履行をしないとき
10. 財務状態が悪化又はそのおそれがあるとき
11. 差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは担保権の実行による競売等の手続の開始の申立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき
12. 破産・民事再生・会社更生手続・特別清算その他これに類する手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
13. 事業再生ＡＤＲ（裁判外紛争解決）手続の申請又は私的整理を開始したとき
14. 解散を決議した場合又は他の法人と合併したとき（経営主体の変動を伴わない合併を除く）
15. 関係官公庁からその営業の全部もしくは一部につき取消し、又は停止の処分を受けたと
16. 本規約第30条（反社会的勢力の排除）第1項の確約に反して、反社会的勢力又は同項各号の

一つにでも該当することが判明したとき

1. 本規約第30条（反社会的勢力の排除）第2項に定める関連契約を締結した当事者に対して同条

項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかったとき

1. その他本契約を継続し難い背信行為が認められるとき
2. 前各号のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
3. 甲が前二項に基づき本契約を解除したことによって損害が発生した場合、甲は乙に対し、その損害に対する賠償を請求することができるものとします。ただし、甲は、本契約の解除によって乙に発生した損害については、賠償する義務を負わないものとします。

**第11条（規約終了時の措置）**

1. 甲及び乙は、本件サービスの終了後遅滞なく、秘密情報を提供当事者に返還するか又は自らの責任で破棄するものとします。
2. 本規約が終了した時点で未払いの本件サービス料金等その他の料金がある場合、甲は、直ちに当該料金等を支払うものとします。

**第12条（権利義務譲渡の禁止）**

甲及び乙は、本規約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、担保に供しもしくはその他の処分

し、又は債務の全部もしくは一部を第三者に履行させてはならないものとします。

**第13条（第三者への委託）**

乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合には、本規約の履行に必要な業務を第三者に委託することがで

きるものとします。ただし、乙は、これにより、本規約上の甲に対する義務を免れることはできないものとします。

**第14条（輸出などの措置）**

1. 甲は、日本国内において、本件サービスを利用するものとします。
2. 前項にかかわらず、甲は、本件サービスの全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
   * 1. 輸出するとき
     2. 海外に持ち出すとき
     3. 非居住者に提供し、又は使用させるとき
3. 甲は、乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制並びに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。
4. 甲が、乙の承諾を受けて、第三者に、本件サービスを利用させる場合、甲は、当該第三者に対し、前二項の定めを遵守させるものとします。

**第15条（存続条項）**

本規約の終了後も、本規約第21条及び第29条の定めは、有効に存続するものとします。

**第16条（法令などの遵守）**

甲及び乙は、本規約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

**第17条（管轄裁判所）**

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所として処理するものとします。

**第18条（反社会的勢力の排除）**

1. 甲及び乙は、自己又は自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に亘っても該当しないことを相互に確約します。
2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
4. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
6. 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
7. 甲又は乙が、本契約に関連して第三者と下請又はその他の委託関係等の契約等（以下「関連契約」という）を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力又は前項各号の一つにでも該当することが判明した場合、相手方は、関連契約を解除する等必要な措置を取るよう求めることができるものとします。

**第19条（協議）**

本規約の履行について疑義を生じた場合及び本契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議のうえ円満に解決を図るものとします。

株式会社ダイアログ

2021年2月12日　第2.0版